平成２９年（フ）第３０１号
大阪府和泉市若樫町30番１　医療法人和泉会介護老人保健施設ザ・シーズン内、住民票上の住所大阪府和泉市青葉台２丁目26番18号
債務者　河本　往治
１　決定年月日時　平成29年７月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川瀬まやな
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月23日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１３１号
兵庫県加古川市平岡町一色797―77　香野方、住民票上の住所兵庫県加古川市志方町上冨木612番地の45
債務者　阿部　良子
１　決定年月日時　平成29年７月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中山　稔規
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月10日午前11時10分
５　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１３３号
大分市下郡北３丁目４番12―202号（サザン・ブライト）
債務者　石戸　晴彦
１　決定年月日時　平成29年７月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小野　裕佳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月27日午前10時
５　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２１２号
鹿児島県鹿児島市小松原１丁目15番６―406号
債務者　梅村　功治
１　決定年月日時　平成29年７月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　和田　拓郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月27日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２９０１号
大阪府東大阪市川俣１丁目８番33号
債務者　田村銀次郎
１　決定年月日時　平成29年７月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　向井　謙二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月28日午後３時
５　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５９号
長崎県佐世保市早岐２丁目39番７号　コーポラス豊村101、前住所長崎県佐世保市早岐１丁目16番19―203号
債務者　松本　大樹
１　決定年月日時　平成29年７月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　樋口　聡子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月29日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第５６号
長崎県佐世保市木宮町３番35号　上田ビル301
債務者　元島　広治
１　決定年月日時　平成29年７月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　馬渡　圭一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月29日午前10時
５　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第２５９号
相模原市緑区若柳970番地５　豆の木ハウス102号室
債務者　矢島麻由子
１　決定年月日時　平成29年７月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩城　栄二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月27日午後２時
５　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第８１号
山形市深町２丁目８番２号　メゾネットＡ202号、前住所山形市篭田１丁目７番３号パークタウン篭田Ａ　202号
債務者　佐藤　敏行
１　決定年月日時　平成29年７月18日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６１号
福岡県京都郡苅田町大字与原331番地３（サンハイツ中野Ｂ－４号）
債務者　大堀　妙子
１　決定年月日時　平成29年７月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第２４９号
相模原市南区東大沼３丁目17番23号　サンメゾン清水201
債務者　齋藤由香里
１　決定年月日時　平成29年７月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２５１号
相模原市中央区相模原４丁目７番２号　モナークマンション相模原参番館802号
債務者　田村リチャードこと　タムラ・リチャード・ベレズ
１　決定年月日時　平成29年７月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２５２号
相模原市南区相南４丁目10番２号　篠崎ビル202
債務者　山口　直樹
１　決定年月日時　平成29年７月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２６７号
相模原市南区東林間３丁目４番15号　カーサルーチェ202
債務者　本多　貴寛（旧姓三宅）
１　決定年月日時　平成29年７月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２３５号
相模原市緑区向原１丁目６番１号　中原団地305
債務者　小松　雄一
１　決定年月日時　平成29年７月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第６５号
山口県美祢市於福町下3262番地
債務者　三嶋宗一郎
１　決定年月日時　平成29年７月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
山口地方裁判所宇部支部